

新旧対照表

1. <非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定>の一部改定

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>2023年01月01日改定</u></p> <p>第2条（非課税口座を開設できる方） 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。</p> <p>第15条（非課税口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときはそれぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまが当行に対して第5条第1項に規定する非課税口座廃止届出書をご提出されたとき 当該提出日</p> <p>②お客さまが当行に対して証券振替決済口座の解約をお申し出されたとき 解約申込書の提出日</p> <p>③お客さまが当行に対して、法第37条の14第22項第2号に定める出国届を提出されたとき 出国日</p> <p>④非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第22項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日。</p> <p>⑦証券振替決済口座が解約されたとき 証券振替決済口座の解約日</p>	<p style="text-align: center;"><u>2020年4月1日改定</u></p> <p>第2条（非課税口座を開設できる方） 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。</p> <p>第15条（非課税口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときはそれぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまが当行に対して第5条第1項に規定する非課税口座廃止届出書をご提出されたとき 当該提出日</p> <p>②お客さまが当行に対して証券振替決済口座の解約をお申し出されたとき 解約申込書の提出日</p> <p>③お客さまが当行に対して、法第37条の14第22項第2号に定める出国届を提出されたとき 出国日</p> <p>④非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第22項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日。</p>

2. <未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定>の一部改定

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>2023年01月01日改定</u></p> <p>第2条（未成年者口座を開設できる方） 未成年者口座の開設ができるのは、当該口座を開設している日の属する年の1月1日において満18歳未満である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。</p> <p>第6条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座内の国内非上場公募株式投資信託受益権（法第37条の14の2第1項に規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち、当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権をいいます。以下、「未成年者口座内株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載又は記録は、非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定とは、未成年者口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録される未成年者口座内株式投資信託について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に未成年者口座に開設されるものをいいます。</p> <p>3 第1項の継続管理勘定とは、未成年者口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録される未成年者口座内</p>	<p style="text-align: center;"><u>2020年4月01日改定</u></p> <p>第2条（未成年者口座を開設できる方） 未成年者口座の開設ができるのは、当該口座を開設している日の属する年の1月1日において満20歳未満である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。</p> <p>第6条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座内の国内非上場公募株式投資信託受益権（法第37条の14の2第1項に規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち、当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権をいいます。以下、「未成年者口座内株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載又は記録は、非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定とは、未成年者口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録される未成年者口座内株式投資信託について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に未成年者口座に開設されるものをいいます。</p> <p>3 第1項の継続管理勘定とは、未成年者口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録される未成年者口座内株</p>

<p>株式投資信託について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に未成年者口座に開設されるものをいいます。</p> <p>第14条（課税未成年者振替決済口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者振替決済口座又は他の投資信託口座への移管は、次に定める取扱いといたします。</p> <p>①5年経過日において、当該非課税管理勘定において保有する未成年者口座内株式投資信託（第11条第1項②又は同条第2項①により移管されるものを除く。）については、次のとおり移管するものとします。</p> <p>イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日において、お客さまが18歳未満である場合は、当該5年経過日の翌日に課税未成年者振替決済口座へ移管するものとします。</p> <p>ロ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日において、お客さまが18歳以上である場合は、当該5年経過日の翌日に他の投資信託口座へ移管するものとします。</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において、継続管理勘定において保有する未成年者口座内株式投資信託については、同日の翌日に他の投資信託口座へ移管するものとします。</p> <p>第24条（非課税口座のみなし開設） 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されるものとします。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなすものとします。</p>	<p>株式投資信託について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に未成年者口座に開設されるものをいいます。</p> <p>第14条（課税未成年者振替決済口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者振替決済口座又は他の投資信託口座への移管は、次に定める取扱いといたします。</p> <p>①5年経過日において、当該非課税管理勘定において保有する未成年者口座内株式投資信託（第11条第1項②又は同条第2項①により移管されるものを除く。）については、次のとおり移管するものとします。</p> <p>イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日において、お客さまが18歳未満である場合は、当該5年経過日の翌日に課税未成年者振替決済口座へ移管するものとします。</p> <p>ロ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日において、お客さまが18歳以上である場合は、当該5年経過日の翌日に他の投資信託口座へ移管するものとします。</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において、継続管理勘定において保有する未成年者口座内株式投資信託については、同日の翌日に他の投資信託口座へ移管するものとします。</p> <p>第24条（非課税口座のみなし開設） 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されるものとします。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約が締結されたものとみなすものとします。</p>
--	--

3. <特定口座規定>の一部改定

新	旧
<p style="text-align: right;">2023年01月01日改定</p> <p>第12条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して、施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合</p> <p>②施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続又は遺贈の手続きが完了した場合</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合</p> <p>④やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑤証券振替決済口座が解約された場合</p>	<p style="text-align: right;">2020年4月01日改定</p> <p>第12条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して、施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合</p> <p>②施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続又は遺贈の手続きが完了した場合</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合</p> <p>④やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合</p>

4. <特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定>の一部改定

新	旧
<p style="text-align: right;">2023年01月01日改定</p> <p>第6条（契約の解約）</p> <p>1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して、施行令第25条の10の7第1項に定める「特定口座廃止届出書」の提出があった場合</p> <p>②お客さまの相続人から施行令第25条の10の8に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、施行令その他関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた場合</p> <p>④やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑤<u>証券振替決済口座が解約された場合</u></p>	<p style="text-align: right;">2020年4月1日改定</p> <p>第6条（契約の解約）</p> <p>1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①お客さまから当行に対して、施行令第25条の10の7第1項に定める「特定口座廃止届出書」の提出があった場合</p> <p>②お客さまの相続人から施行令第25条の10の8に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、施行令その他関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた場合</p> <p>④やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合</p>